『農林水産物・食品の輸出の拡大に向け、HACCP等に対応した施設や機器の整備を行いたい』

(令和6年度補正予算、令和7年度当初予算) 食品産業の輸出向けHACCP等対応 施設整備(緊急対策※)事業 ※はR6補正の事業名

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件(食品衛生、ハラール・コーシャ等)に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

対象となる方

輸出を行う食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工業者など。(例:肉製品、水産加工品、農産加工品、菓子や卵製品などあらゆる食品の製造・加工業者)

応募には、輸出事業計画及び事業実施計画書の作成が必要となります。また、応募にはHACCPチームの編成等の一定の要件があります。

支援内容

(1) 施設等整備事業

輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定、ISO22000、FSSC22000、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備の整備(新設・増築(掛かり増し分)、改修)及び機器の整備

【対象施設・機器の例】

施設の衛生管理の強化に向けた排水溝・床・壁等の改修、エアーシャワー・殺菌機等の衛生管理設備の導入、温度管理を要する装置・設備の導入、等

(2) 効果促進事業

認定・認証取得に向けたコンサルティング費や取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る研修費等(1)の事業費の20%以内)

交付額及び交付率

(1) 交付額

(令和6年度補正)上限5億円、下限250万円 (令和7年度当初)上限1億円、下限なし

(2) 交付率

1/2以内

農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた施設・機器の整備を支援します!

施設等整備事業

- ① 輸出先国が求める HACCP 等に適合するために必要な施設・機器
- ② 輸出先国のバイヤー等が求める ISO、FSSC、JFS-C 等の認証 取得に必要な施設・機器
- ③ 検疫や添加物等の輸出先国の規制に対応するための施設・機器

効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサル ティング









空気を経由した汚染の防止設備 (パーティション) の導入

施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、 床、壁等の改修

温度管理を要する装置・設備の導入

ご利用方法

本事業への応募をお考えの方は、以下のページをご確認の上、整備する施設の所在する都道府県窓口にご相談ください。

都道府県窓口も以下のページに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html

【お問い合わせ先】

北海道農政事務所 生產経営産業部 事業支援課 電話:011-330-8810 東北農政局 経営·事業支援部 輸出促進課 電話:022-221-6402 関東農政局 経営·事業支援部 輸出促進課 電話:048-740-0066 北陸農政局 経営·事業支援部 輸出促進課 電話:076-232-4233 東海農政局 経営·事業支援部 輸出促進課 電話:052-223-4619 近畿農政局 経営·事業支援部 輸出促進課 電話:075-414-9101 中国四国農政局 経営·事業支援部 輸出促進課 電話:086-230-4258 九州農政局 経営·事業支援部 輸出促進課 電話:096-300-6201 内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 電話:098-866-1673

事業全体に関する問い合わせ窓口

輸出・国際局 輸出支援課

電話:03-6744-2375